

糸満市障害者等日中一時支援事業実施要綱

糸満市障害者等日中一時支援事業実施要綱（平成18年糸満市告示第72号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、障害者等の日中における活動の場を確保することで、障害者等の家族の一時的な就労支援及び日常的に支援している家族の一時的な休息に資することを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき市が行う日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 居住地特例 法第19条第3項及び第4項、第51条の5第2項、第52条第2項又は第76条第4項に規定する居住地をいう。
- (3) サービス 事業に係るサービスをいう。
- (4) 利用者 サービスを利用している障害者等をいう。
- (5) 利用決定障害者等 サービス利用の承認決定を受けた障害者、障害児又は障害児の保護者をいう。
- (6) サービス費 サービスに要した費用をいう。
- (7) 利用者負担額 利用者が負担するサービス費の1割に相当する金額をいう。
- (8) サービス給付費 サービス費から利用者負担額を控除した費用をいう。
- (9) 指定事業者 市長が指定した指定日中一時支援サービス事業者をいう。
- (10) 指定事業所 指定事業者が設置する日中一時支援サービス事業所をいう。
- (11) 基準省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）をいう。
- (12) 職員 基準省令に規定する従業者をいう。

（実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、糸満市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うと認めることができる指定障害福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）に実施させることができる。

（対象者）

第4条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で、事業の利用が必要と認めたとする。

(1) 市内に居住する障害者等

(2) 本市において共同生活援助の決定を受け、市外の共同生活援助施設に入所又は入居している障害者等

(3) 前2号に該当しない者で、特に市長が特に必要と認めたとする者

2 前項の規定にかかわらず、他市町村より障害福祉サービスの支給決定を受け市内の居住地特例対象施設に入所又は入居する者については、この事業の対象としない。

(事業の内容)

第5条 利用決定障害者等に対し、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練、排せつ又は食事等の日常生活に必要な支援を行うものとする。

2 対象者が医療機関においてサービスを受ける場合は、前項の支援内容に必要な医療的ケアを加えるものとする。

3 1ヶ月あたりの利用上限は32時間とする。ただし、就学中の児童において夏季休暇等の長期休暇がある月(4月、7月、8月、12月、1月、又は3月)については56時間とする。

4 法に基づく障害福祉サービス(生活介護、就労継続支援(B型)、自立訓練に限る)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所支援と同日の利用は、原則として認めないものとする。ただし、利用者の介護を行う者に特別の事情がある場合については、その限りではない。

5 第4項に規定する特別の事情がある場合の要件とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 利用者の介護を行う者が、急迫に傷病にかかった場合

(2) 利用者の介護を行う者が、臨時に他の親族の看護等を行う場合

(3) 利用者の介護を行う者が、就労時間の延長その他緊急の事情により利用者を介護できない場合

(4) 前各号に掲げるものの他、市長がやむを得ない理由があると認める場合

(利用の申請)

第6条 サービスを利用しようとする障害者等又は障害児の保護者は、糸満市障害者等日中一時支援事業利用登録申請書(様式第1号。以下「利用申請書という。」)を市長に提出しなければならない。

(利用の承認決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、糸満市障害者等日中一時支援事業利用(承認・不承認)決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により通知するとともに、利用決定障害者等を登録者名簿に登載するものとする。

(利用有効期間及び更新申請)

第8条 サービスの有効期間は次のとおりとする。

- (1) 利用者が、法に定める障害支援区分（以下「障害支援区分」という。）の認定を受けている場合は、サービス利用の承認決定日から同支援区分認定期間の満了日までとする。
- (2) 利用者が、前号に該当せず、法第22条に定める介護給付費等の支給決定を受けている場合は、サービス利用の承認決定日から同支給決定の満了日までとする。
- (3) 前2号に限らず利用者が児童福祉法第21条の5の7第1項に定める障害児通所支援の支給決定を受けている場合は、サービス利用の承認決定日から同支給決定の満了日までとする。
- (4) 前3号に該当しない場合は、サービス利用の承認決定日から1年を超えない期間とする。

2 有効期間満了後も引き続き同サービスを利用しようとするときは、有効期間満了日の3か月前から同期間満了日までの間に第6条の規定による申請を行わなければならない。

（利用の変更及び廃止）

第9条 利用決定障害者等は、利用申請書の記載事項や別表第1に規定するサービス費の算定に関わる障害の状況に変更があったとき又は事業の利用を中止しようとするときは、糸満市障害者等日中一時支援事業利用（変更・廃止）届出書（様式第3号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに内容を審査し、サービス利用の変更又は廃止の可否を決定したときは、決定通知書により通知するとともに、登録者名簿に登載するものとする。

（利用承認決定の取消し）

第10条 市長は、利用決定障害者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条に規定する決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正又は虚偽の申請により事業利用承認決定を受けた場合
- (2) その他サービス利用を適当でないと認める場合

（サービスの利用等）

第11条 利用決定障害者等は、サービスを利用する場合は、決定通知書を指定事業所に提示するものとする。

2 指定事業者は、利用決定障害者等に対し、市長が承認した時間の範囲内でサービスを提供しなければならない。

（サービス費の算定）

第12条 サービス費は、別表第1に掲げるとおり、サービスに要した時間及び次の各号のいずれかに応じて算定する。

- (1) 障害支援区分の認定を受けている障害者においては、当該障害支援区分
- (2) 障害支援区分の認定を受けていない障害者においては、障害支援区分認定調査の一次判定の結果（高等学校在学中の者を除く）

- (3) 障害児及び高等学校在学中の障害者においては、障害児の調査項目（5領域11項目）に基づく短期入所の単価区分（障害支援区分の認定を受けている者を除く）
 - (4) 前3号にかかわらず、日常的に人工呼吸器等の医療的ケアを要する者が、看護師が配置された指定事業所にて医療的ケアを伴うサービスを受ける場合
- 2 前項第4号に規定する医療的ケアを要する状態とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 人工呼吸器管理
 - (2) 気管内挿管、気管切開
 - (3) 鼻咽頭エアウェイ
 - (4) O₂吸入又は spO₂ 90パーセント以下の状態が10パーセント以上
 - (5) 6回／日以上 of 頻回の吸引
 - (6) ネブライザー6回／日以上又は継続使用
 - (7) IVH
 - (8) 経管（経鼻・胃ろうを含む）
 - (9) 腸ろう・腸管栄養
 - (10) 継続する透析（腹膜灌流を含む）
 - (11) 定期導尿3回／日以上
 - (12) 人工肛門
 - (13) その他市長が必要と認めた場合
（利用者負担額の支払い）

第13条 利用決定障害者等は、サービスを利用する際は、指定事業者に対し別表第1に掲げる利用者負担額を支払うものとする。

（利用者負担額の減免）

第14条 市長は、利用決定障害者等及びその属する世帯が、生活保護法（昭和24年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている場合、前条に規定する利用者負担額を減免することができる。

（サービス給付費の扶助）

第15条 市長は、利用決定障害者等に対し、サービス給付費を扶助するものとする。

2 市長は、利用者に支払うべきサービス給付費を、利用者に代わり指定事業者に支払うことができる。

3 指定事業者は、利用者に対してサービスを提供した翌月10日までに、当該月に係るサービス給付費を市長に請求するものとする。

4 市長は、前項の規定による請求があった場合は内容を審査し、請求のあった翌月の末日までにサービス給付費を指定事業者に支払うものとする。

5 第2項の規定による支払が行われた場合は、利用者にサービス給付費が扶助されたものとみなす。

（サービス給付費の返還）

第16条 市長は、指定事業者が不正請求又は虚偽請求によって市長からサービス給付費を受けた場合は、指定事業者に対し、サービス給付費の全部又は一部の返還を求めものとする。

2 指定事業者は前項の求めを受けた場合、これに応じなければならない。
(サービスの実施体制)

第17条 指定事業者は、基準省令の例によりサービス利用定員を定め、利用定員に応じた職員を確保するものとする。この場合において、職員は、サービス提供に支障のない範囲で他の業務に従事することができるものとする。

2 指定事業者は、利用者に対して適切なサービスが提供できる職員の勤務体制を定め、適切な職務環境を整備するものとする。

3 指定事業者は、職員のサービス技術等の向上のために、その研修の機会を確保し、受講させるものとする。

4 指定事業者は、利用決定障害者等に対して、サービスの受入体制等を事前に説明するものとする。

5 指定事業者は、サービス提供及び職員の勤務状況に関する諸記録を整備し、当該諸記録をサービス提供の日から起算して5年間保管するものとする。

6 指定事業者は、サービス実施に係る経理と他の事業運営に係る経理とを分離し、当該経理に係る帳簿を実施年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(指定事業所)

第18条 サービスを実施する指定事業所は、サービスを提供するための必要な広さを有する区画が設けられる他、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えた事業所とする。

2 前項に規定する設備及び備品は、指定障害福祉サービスの事業実施のために設置された事業所の区画、設備及び備品と共有することができる。

3 指定事業者は、第1項に規定する指定事業所を安定的に確保するものとする。

(指定事業者の遵守事項)

第19条 指定事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、必要な措置を講ずるとともに、市長及び利用者の家族又は関係者に速やかに連絡を行うものとする。

2 指定事業者は、前項の事故に関し、指定事業者の責に帰する理由により利用者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

3 指定事業者及び職員は、利用者及びその世帯のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、その業務に関して知ることのできた個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 指定事業者は、利用者へのサービス提供時に送迎を行う場合は、道路運送法(昭和26年法律第183号)等を遵守するものとする。

(指定事業者の責務)

第20条 指定事業者は、市長から指定事業者による利用者へのサービス提供に関して報告を求められた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

2 指定事業者は、市長から指定事業者による利用者へのサービス提供に関して調査を求められた場合は、指定事業者が保管するサービス提供記録等を開示するなど、調査に応じるものとする。

(市長による事業者への改善指導)

第21条 市長は、指定事業者によるサービス提供の実施状況について改善する必要があると認める場合は、当該指定事業者に対し、改善指導をすることができる。

(指定事業者の指定)

第22条 サービスを実施しようとする者は、市長による指定事業者の指定を受けるものとする。

2 指定事業者については、事業所ごとに指定するものとする。

3 市長は、指定事業者の指定にあたっては、次の各号のいずれかの要件を満たし、かつ、第17条から第20条までの規定を遵守するとともに、適切で安定的にサービスの提供が可能な体制にある者を指定するものとする。

(1) 基準省令に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者で、かつ、生活介護又は短期入所の障害福祉サービスの事業を行っていること。

(2) 基準省令に基づく指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者の指定を受けていること。

(3) 医療機関内の施設において、障害者等に対するサービスを提供する医療法人等であること。

4 指定事業者の指定を受けようとする場合の市長への申請は、次に掲げる書類を添付した糸満市障害者等日中一時支援事業指定事業者指定申請書(様式第4号)による。ただし、前項第3号の要件を満たしている申請は第1号及び第2号の書類を添付することを要しない。

(1) 指定障害福祉サービス事業者指定通知書(写し)又は指定障害児通所支援事業者指定通知書(写し)

(2) 障害福祉サービス事業等開始届出書(写し)又は障害児通所支援事業等開始届出書(写し)

(3) 事業所の管理者氏名、経歴及び住所に関する事項

(4) 事業所のサービス提供責任者又はサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所に関する事項

(5) サービスを実施する事業所の平面図等

(6) 事業所の安定的確保に関する帳票(賃貸借契約書の写し等)

(7) 事業所の運営規程

(8) 職員の勤務体制及び雇用形態に関する事項

(9) サービス利用予定者への重要事項説明書(写し)

(10) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める書類

5 市長は、前項の申請を受理した後に、指定の適否を決定し、当該事業者として指定した場合は、糸満市障害者等日中一時支援指定事業者指定書(様式第5号)により、通知するものとする。

6 市長は、指定事業者として指定した場合は、当該事業所を糸満市指定日中一時支援サービス事業者登録簿（様式第6号）に登載するものとする。

7 第6項に規定する指定事業者の指定期間は、当該決定をした日の属する月から起算して72月以内とする。

（指定内容の変更等）

第23条 指定事業者は、指定内容に変更があった場合又は指定に係る事業を廃止、休止、若しくは再開した場合は、糸満市障害者等日中一時支援事業指定事業者変更届出書（様式第7号）により、市長に届け出るものとする。

（指定の取消し）

第24条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定事業者の指定を取り消すことができる。

(1) 指定要件である指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消された場合

(2) 第17条から第20条までの規定を逸脱した場合

(3) 利用者へのサービス提供が困難な状況である場合

（雑則）

第25条 この告示に定めるものの他、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年12月1日から施行する。

（施行のための準備）

2 この告示による決定及び変更、その他必要な準備行為については、前項に規定する施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この告示の施行の際に現に糸満市障害者等日中一時支援事業実施要綱（平成18年糸満市告示第72号）第7条の規定により事業の承認決定を受けている者に関しては、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

別表第1（第12条関係）

障害者等日中一時支援事業 基準単価表

| 5領域11項目に基づく単価区分 | | 障害支援区分 ※区分認定がない場合一次判定の結果 | | 単価区分 | 提供単位 | サービス費 (円) | 利用者負担額 (円) |
|-----------------------------|---|-----------------------------|------------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| 障 害 児 | 3 | 障 害 者 | 6、5 又は4 | A | 4時間以下 | 1,770 | 177 |
| | | | | | 4時間を超え8時間以下 | 3,550 | 355 |
| | | | | | 8時間を超え12時間以下 | 5,320 | 532 |
| | 2 | | 3又は2 | B | 4時間以下 | 1,590 | 159 |
| | | | | | 4時間を超え8時間以下 | 3,180 | 318 |
| | | | | | 8時間を超え12時間以下 | 4,770 | 477 |
| | 1 | | 1 | C | 4時間以下 | 940 | 94 |
| | | | | | 4時間を超え8時間以下 | 1,880 | 188 |
| | | | | | 8時間を超え12時間以下 | 2,820 | 282 |
| 日常的に医療的ケアを要する場合（人工呼吸器の使用あり） | | | | 医療 ケア ① | 4時間以下 | 12,300 | 1,230 |
| | | | | | 4時間を超え8時間以下 | 24,600 | 2,460 |
| | | | | | 8時間を超え12時間以下 | 24,600 | 2,460 |
| 日常的に医療的ケアを要する場合（人工呼吸器の使用なし） | | | | 医療 ケア ② | 4時間以下 | 4,860 | 486 |
| | | | | | 4時間を超え8時間以下 | 9,720 | 972 |
| | | | | | 8時間を超え12時間以下 | 14,570 | 1,457 |

備考

1 この表において「単価区分」とは、指定事業者がサービス費を算定する際に適用する単価区分をいう。

2 食事提供加算は1日420円とする。

※ 食事提供加算の取扱い

指定事業所内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該事業所の責任の下で第三者に委託することは差し支えない。この場合、出前や市販の弁当を購入して利用者に提供するような方法は加算の対象とはならない。